

協議第 1 号

地域審議会の取扱い

地域審議会の取扱いについて提案する。

平成 16 年 5 月 27 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	10 地域審議会の取扱い
<p>地域審議会は設置しないものとする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、合併前の厚田村及び浜益村の区域に「地域自治区」を置くものとする。なお、同法第 5 条の 5 及び第 5 条の 6 の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、「地域自治区の設置に関する協議書（案）」によるものとする。</p>	

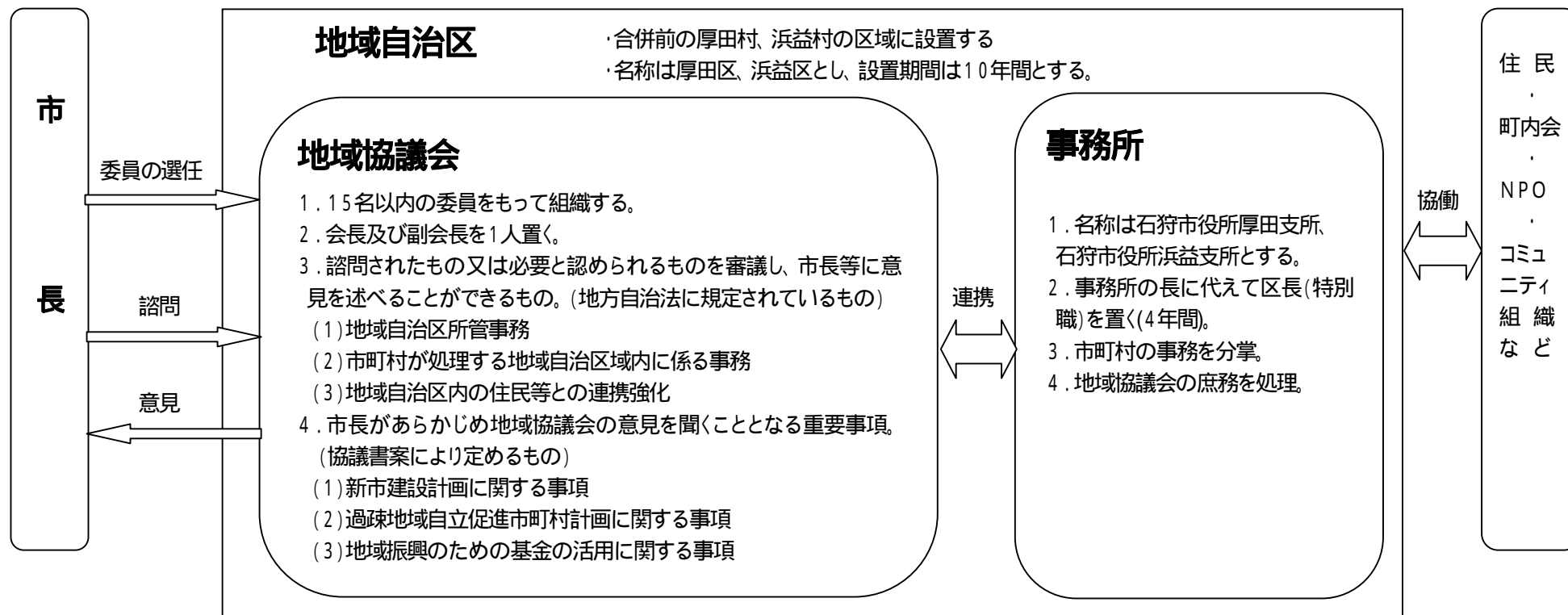
協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	10	地域審議会の取扱い	所 管	地域自治組織等小委員会
調整の内容		地域審議会を設置しないものとする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の厚田村及び浜益村の区域に「地域自治区」を置くものとする。なお、同法第5条の5及び第5条の6の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、「地域自治区の設置に関する協議書(案)」によるものとする。		

「新市における地域自治組織の設置について」

合併により編入となる厚田地域・浜益地域は、市役所から遠隔地にあることから、住民サービスの低下をまねかないよう適切な対応を図る必要があること、また住民自治を強化する観点や、地域の市民に身近なところで身近な事務を処理するという観点から、市町村の合併の特例に関する法律に基づく、支所機能を有する「地域自治区」を置くものとする。

・市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区のイメージ



## 地域自治区の設置に関する協議書（案）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5及び第5条の6に規定する合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

### 記

（地域自治区の設置）

第1条 法第5条の5第1項の規定に基づき、合併前に厚田村又は浜益村の区域であった区域に地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称）

第2条 地域自治区の名称は、それぞれ、厚田区、浜益区とする。

（地域自治区の設置期間）

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から10年間とする。

（地域自治区の事務所）

第4条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位 置	名 称	所管区域
厚田郡厚田村大字厚田村18番地	石狩市役所厚田支所	厚田区の区域
浜益郡浜益村大字浜益村2番地3	石狩市役所浜益支所	浜益区の区域

（地域自治区の区長）

第5条 地域自治区には、合併時から4年の期間は事務所の長に代えて区長を置くこととし、当該任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。

（地域協議会）

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第202条の5に規定する地域協議会は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるものにつき、石狩市長が住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。

(1) 公共的団体が推薦する者

(2) 識見を有する者

(3) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

4 委員の報酬については、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成5年石狩市条例第4号）の定めるところにより支給する。

（地域協議会の会長及び副会長）

第7条 地域協議会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長、副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(地域協議会の審議事項)

第8条 自治法第202条の7第2項に規定する市町村の施策に関する重要事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 過疎地域自立促進市町村計画に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項

(地域協議会の会議)

第9条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会議は、原則として公開とする。

(地域協議会の庶務)

第10条 地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 参考1：市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（地域自治区の設置手続等の特例）

**第五条の五** 市町村の合併に際しては、地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができる。

- 2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第二百二条の四から第二百二条の八までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第一項及び第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（地域自治区の区長）

**第五条の六** 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

- 2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。
- 3 区長の任期は、二年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。
- 4 第一項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 5 合併市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。
  - 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。
- 8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 9 区長は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。
- 10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。
- 11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。
- 13 地方自治法第六十五条第二項及び第七十五条第二項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十四条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第六十五条第二項中「副知事又は助役」とあるのは「区長（市町村の合併の特例に関する法律第五条の六第一項に規定する区長をいう。以下同じ。）」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「合併市町村（同法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第七十五条第二項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。
- 14 第一項に規定する区長の職は、地方公務員法第三条の特別職とする。

## 参考2：地方自治法（抜粋）

### （地域自治区の設置）

**第二百二条の四** 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

- 2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。
- 3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。
- 4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第一百七十五条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

### （地域協議会の設置及び構成員）

**第二百二条の五** 地域自治区に、地域協議会を置く。

- 2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。
- 3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。
- 5 第二百三条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

### （地域協議会の会長及び副会長）

**第二百二条の六** 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。
- 3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。
- 4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （地域協議会の権限）

**第二百二条の七** 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

- 一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- 三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

- 2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

### （地域協議会の組織及び運営）

**第二百二条の八** この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

参考3：石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

（報酬額）

第2条 非常勤職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

別表

区 分		報 酬	
		月 額	日 額
(10)上記以外の法令等により設置され、又は選任された委員	委員会等の長		6,900円
	委員会等の委員		6,100円

（費用弁償）

第5条 非常勤職員が公務のため旅行した場合は、費用弁償を支給する。